

どさんこの底力で  
北の大地を立て直す

*manifesto*

私の宣言と100日政策

**荒井さとし**

2007年3月13日

## どさんこの底力で北の大地を立て直す「私の宣言と100日政策」

### ．私の宣言と100日政策

1. 宣言	1
2. 空白の4年間	3
3. 私の100日政策・6つの緊急課題	5

### 5つの重点と基本政策

#### ．荒井さとしの5つの重点

1. どさんこニューディール事業の創設	10
2. 「地域リーディング産業育成プロジェクト」の展開	11
3. 北海道観光コンベンション・ビューロー	12
4. 医師派遣デュアル・システムの整備と拠点病院の指定	14
5. 地域重視の支庁機能充実	15

#### ．荒井さとしの基本政策

1. 地域の自立を支える強い産業、確かな雇用の創出	20
地域が一体となって産業集積をはかり、経済自立を加速します	
地域と観光産業が一体となったダイナミックな北海道観光を展開します	
確かな雇用の確保、地域産業を担う人財の育成に取り組みます	
2. 医療、福祉を確保し、地域に安心の土台を築きます	24
市町村や関係機関と協力・連携し、安心の地域医療体制を築きます	
社会的ハンディキャップを持った人が安心して暮らせる地域社会を築きます	
少子化の克服に向け、社会全体で「次世代の担い手」を育てる環境をつくります	
3. 北方圏・東アジアと交流、世界に発信する北海道をつくる	29
生活文化や気候風土が共通する北方圏地域との交流を再活性化します	
東アジアやオセアニア地域との交流をよりダイナミックに推進します	
世界中の人が集い、行き交う北のメッセ・北海道を創っていきます	
4. 消費者と共にある豊かな農林水産業を育てます	32
消費者の信頼に支えられた、安全・安心で高品質な農林水産物の生産を進めます	
環境と調和した持続可能な農林水産業を展開します	
農林水産業をしっかりと支える担い手の育成・確保を進めます	
魅力と活気のある農山漁村づくりを進めます	
5. 郷土に愛着を持ち、地域や世界で活躍する「人財」を育てます	36
個人の能力を活かし、社会の発展に貢献する逞しい人財を育てます	
いじめや不登校問題の解決に、社会全体で取り組みます	
子どもから高齢者まで、地域で教え、地域で学ぶ「学びの輪」を形成し、	
地域とともに生きる心豊かな人財を育てます。	
地域の活気を呼び起こす文化・スポーツの振興に取り組みます	
6. 疲弊する地域を立て直し、地域の元気を取り戻します	40
地域の住民・NPO等が中心となった地域づくり活動を応援し、道内各地の元気を取り戻します	
地域の創意工夫を引き出し、中心市街地のにぎわいを取り戻します	
地域の安全・安心や活力向上に欠かせない社会資本の整備・確保を進めます	
7. 自治のかたちを再構築し、頼りになる道庁へと改革します	43
北海道の自治のかたちを道民・市町村とともに再構築し、行政機能の最適化を図ります	
道民が確かな希望の持てる持続可能な財政構造を確立します	
道民や市町村から頼りにされる道庁づくりに取り組みます	
むすびに	48

## ・私の宣言と100日政策

# 1 宣言

私は北海道が大好きです。札幌近郊、当別町生まれの生粋道産子であることに誇りをもっています。元々は重い荷物を運ぶための馬だった「どさんこ」は、希望をもって逆境に立ち向かう「開拓者精神」「どさんこ魂」の象徴です。北海道には開拓の中で培った北海道独自のスタイルがあります。北海道民の皆さん、今一度、それを思い起こそうではありませんか。

今、北海道は、本来もっている豊かな人財、自然、国際社会との繋がりが活用されていないために、社会的、経済的な危機を招いています。私がお会いした全道の方々の悲鳴に近い声に「今こそ北海道を立て直さなければならない」と強く思った次第です。地域の人たちが安心して暮らせる環境をつくるために、私は「どさんこ」のように愚直に道民の先頭に立って戦います

### 私は次のことをお約束します -

- 第一 出生から進学まで子育ての環境を整え、また、高齢者や障がい者が安心して生活し、活動できる地域を創ります。様々な分野で人財の育成と活用を促し、北海道の再生に取り組みます。
- 第二 豊かな大地を生かした地場産業を活性化させ、雇用の確保を図り、所得の向上と北海道経済の自立を図ります。
- 第三 市町村と協働して、地方分権の時代にふさわしい自治の基盤をつくり上げる、地域重視の道政を再構築します。
- 第四 文化・芸術・スポーツを振興し、健やかでいきいきとした道民の豊かな生活を支援します。

教育者だった父の口癖は、『決して見捨てない』でした。弱者を見捨てない、地域を見捨てない。そのためには、現状を強く見つめ、一步を踏み出します。

私は優美でスマートなサラブレッドとは遠く、むしろ、足が短くずんぐりむっくりで洗練されてもいない「どさんこ」です。しかし、「どさんこ」は、北海道開拓史上、欠かせない存在であり、誰からも親しまれ、愛された北海道由来の馬です。

私はそんな「どさんこ」らしく、額に汗して働き、北海道を立て直すために地道に、愚直に努力を続けて、「どさんこ」のように道民とともに歩む、愛される知事になりたいと思っています。

今、道民が望んでいるのは、ともに立ち上がり、先頭にたって困難と戦うリーダーです。

「政治家・荒井さとし」は北海道の歴史を振り返り、未来を見すえて、北海道民の皆様との対話を重視し、北海道民が助け合う社会を築き、北海道民に合った改革をするために先頭に立って戦います。

---

## 「どさんこの底力で北の大地を立て直す」

ことを宣言いたします。

---

## 2 空白の4年間

### 高橋知事は北海道を劣化の4年間にした

北海道は歴史の流れから見ても、大きな転換期の激流の渦に巻き込まれています。

「拓銀破綻」で多くの人たちが苦しみ、そして今回は「夕張市」の財政破綻です。どちらも北海道を牽引してきた存在でした。それが、切り捨てられたのです。

世界規模での冷戦構造の終焉後の経済のグローバル化に乗り遅れているのです。そして、少子高齢化は、日本を変え、その余波は弱者や地方に「格差社会」として押し寄せてきています。2003年4月誕生の高橋道政は、その防波堤となることなく道民生活は、劣化する一方です。

#### (1) 道内でも格差が広がっています

北海道は広い地域を6つの生活経済圏をまとまりとしていますが、肥大化する道央圏と他の圏内との格差は広がる一方です。この結果、各地域では医療、介護、教育、子育て支援などに大きな不安を抱えているのが現実です。道内106の自治体病院の4分の1が医師引き上げに困り、地域医療が崩壊し始めました。2004年中に地元で出産した女性が1年間に一人もいなかった自治体は157団体になりました。

#### (2) 子育てのできない地域が増えました

北海道の人口も年々減少しています。特に心配なのは、05年の北海道の出生率が1.13と全国平均(1.25)を下回っている点です。それに呼応するように、北海道の高齢化率は、全国平均より高いものになっています。

#### (3) 道内の個人所得が減少しています

経済的理由から道立高校で授業料が免除される生徒の割合が、2005年度で15.2%と5年前の2倍近くに増加しています。また、2006年の総務省家計調査は、道内勤労者は、全国平均の86.1%で87万4千円も少ないのです。道民所得は前年比で4年連続の減少となっています。

#### **( 4 ) 道内の雇用情勢は改善していません**

雇用情勢は、失業者が15万人で全国最悪の水準(06年10 - 12月期)にあり、失業率は全国平均の1.4倍にもなっています。常用有効求人倍率も0.53倍(07年1月)と全国1.09倍を大きく下回っています。

高橋知事の掲げたIT産業育成も、北海道内の情報通信業は184事業所の減少(01年~04年)3,384人の従業員減少という状況です。道内産業の柱でもある観光も来道客数が03年以来、前年比3.7%、2.4%、0.6%と減少傾向にあります。企業倒産も前年比で増えています。

#### **( 5 ) 財政政策に将来展望がありません**

道債残高は5.6兆円(05年度末)までふくらんでいますが、その立て直しは弱者切捨てであり、道民生活を圧迫する歳出削減策でしかありません。さらに職員数の削減も「縮小・萎縮するだけの道政」に拍車をかけるものです。

#### **( 6 ) 道州制の推進が図られていません**

道州制に関連して、高橋道政は「道州制プログラム」などを国に提案しましたが、結果的には税源移譲もない道州制特区推進法が成立してしまいました。市町村合併に対しても、「広域連合」などを希望する市町村の意向は無視されたままです。

## 3 私の100日政策・6つの緊急課題

100日で行動する、6つの緊急課題 - 荒井の“これをやる”と“こう変わる！”

### (1) 医者なし地域ゼロをめざします。

お年寄り、子どもをはじめ、道民に生命の安心を提供するのが北海道の先頭に立つリーダーの最大の務めです。札幌医大の独立行政法人化のあり方を見直し、地域医療、医師確保には最優先で取り組みます。そのための検討委員会を立ち上げます。

### (2) 第2の夕張を作らせません。

道民や市町村の意見を道政に反映する「どさんこ推進本部」(仮称)を直属で設置します。国に先駆けて新たな公会計制度を導入します。財政破綻は絶対にさせません。危機に直面する自治体とは道を含めた広域連携を図って財政再建をともに取り組みます。

### (3) 豪州との農産品無関税化を阻止します。

北海道の生活と経済の基盤である農業を断固、守ります。

### (4) 新幹線よりも地域交通を優先します。

全道各地で生活する人たちの交通網を確保します。それは、新幹線よりも先に考えていかなければならない社会基盤です。

### (5) 情報開示を徹底し入札制度を抜本的に改革します。

徹底した情報公開を進めるとともに、公共事業に関する抜本的な入札制度改革を行い、道民の税金の無駄遣いにつながる談合を防止します。

### (6) 女性副知事を登用します。

北海道を再生する上で不可欠なのは、女性に活躍の場を用意することです。赤ちゃんの誕生から進学、雇用まで、一貫して「人財」育成に女性の視点を取り入れます。

さらに、**知事の退職金を全額返上します。**

道職員の給与をカットしている状況の中で、退職金は受取れません。トップリーダーの責任を明確にします。

## そのための財源確保の対策

人件費を除く歳出を一律1%カットし、天下り団体への補助金を原則廃止します。また、道が保有する資産の売却、北海道知事の退職金廃止などで300億円を確保します。

## 4年後の北海道の姿

### 自然との共生 住みたい都道府県 NO.1 へ

土や風の匂いのする北海道を子どもたちが楽しんでいます。土の遊歩道を薄いウォーキングシューズで土を踏みしめながら歩き、高齢者も若者も癒されています。土に触れることは、「どさんこ」の開拓者精神を思い出します。そして、アイヌから学ぶ自然との共生の生きかたを今に合う形で継承することにつながっています。

余生は北海道で、というシンプルなエコライフを送りたい人たちが全国から集まっています。東京大震災が起きた場合には、100万人の震災難民の受け入れの準備をそれぞれの市町村が行っています。それらのことは、弱者への優しいまなざしをもち、格差の是正される北海道の姿を見せることにもなります。

街には外国人と商談をする光景がめずらしくなくなります。東アジアからの観光客が押しかけ北海道の冬景色やヨサコイソーランを楽しみ、道民と交流する姿があちこちに見られます。

東京から若者たちが戻り、新しいビジネスに意欲を示しています。

そうです。北海道は全国で一番住みたい都道府県NO.1となったのです。

北海道のトップリーダーは行政官の長としてではなく、政治家がリーダーシップを発揮し、北海道をすべての人たちが胸を張って生きられるような、日本一の住みたい地域に作り上げていくのです。道民のために、ひるまずに国と対峙し、困難と「戦うリーダー」が道民とともになしえるのです。





## 5つの重点と基本政策

## ．荒井さとしの5つの重点

### 1．どさんこニューディール事業の創設

自治体の基礎体力が弱っている中であって、経済、雇用、福祉、教育など、地域で深刻な状況にある公共的課題を解決するには、地域住民の一人ひとりが立ち上がり、自らの創意と工夫で地域を立て直していく「自治の力」が必要です。そもそも、お年寄りの介護や子育て支援、いじめ問題、商店街の空洞化対策、そのどれをとっても行政の力だけでは解決できないものばかりです。

まさに、いま「自治の力」が試されているのです。国や大きな企業に頼るのではなく、地域のパワーを寄せ集めて、いわば協働の力に仕立て上げていくことが必要です。そのためには、何よりもまず、地域に活気を取り戻すことが必要です。だから、ここに、協働の力を呼び起こす「どさんこニューディール運動」を道民に提唱します。

この運動の核として、地域住民が協働して地域課題を掘り起こし、自らの力で課題解決に取り組む「どさんこニューディール事業」を全道展開します。事業の主役となる地域住民のパワーを最大限に引き上げるための新たな財政支援の仕組み「どさんこニューディール交付金」を創設します。

#### 【政策の概要】

- (1)道内各地での地域おこし活動を促進する「地域おこし 1000 プロジェクト」と、特に疲弊の著しい市町村における地域再生活活動を促進する「地域再生プロジェクト」の2種類のプロジェクト事業メニューを設定する。
- (2)財政支援のあり方は、補助金制度をとらずに交付金制度とし、弾力的な仕組みを構築する。
- (3)まちづくり専門家、市町村職員、支庁職員などからなる、各プロジェクトをサポートする支援組織を設置する。

#### 【具体的な手立て】

##### (1)「地域おこしプロジェクト 1000」事業

対象は、地域の優れた人材、特に専門技術や豊富な職業経験などを持った人、働く意欲の高い主婦、職業生活をリタイアした団塊世代、起業家精神溢れる若者などの人材を有効に生かしたプロジェクトとし、かつ小さな新規事業やコミュニティ・ビジネス、地域貢献型の新しいタイプの雇用創出に結びつくものを主たるものとする。まちおこしグループやNPOあるいは商店などが、地域の個別課題解決のために取り組むプロジェクトを企画立案し、各支庁に提案する。

支庁長は、市町村との常設の協議の場において交付金の審議を行い、交付の決定をす

る。

全道で毎年 300 以上の自主的な取り組みを支援し、制度スタート後の 3 年後には常時 1000 のプロジェクトが地域で駆け巡っている状況を作り出す。

#### (2)「地域再生プロジェクト」

高齢化、過疎化、財政状況の悪化などの客観的指標から、疲弊の著しい市町村を交付対象に選定する。

対象市町村は、地域住民との協働で、経済・雇用・福祉・教育・文化など、幅広い分野にわたる地域課題を掘り起こす「わがまちアセスメント」を実施し、その解決に向けたプロジェクトを立案する。

支庁長は、プロジェクトの政策効果等を判断し、交付の決定を行う。

#### 【目指す指標と主な財源】

(1)「どさんこニューディール事業」のスタートに際して、コミュニティ・ビジネスや NPO 雇用等に関する新たな指標を創出する。

(2)現行の地域政策総合補助金が未消化である現状を踏まえて、これを再構築し、その財源の一部を交付金の財源に充当する。

## 2. 「地域リーディング産業育成プロジェクト」の展開

北海道は広大な大地です。人口規模はデンマークやフィンランドよりも大きく、土地面積はオランダやデンマークよりもはるかに大きく、オーストリアに匹敵します。こうした本道の特質を踏まえるとき、地域経済の自立も、大都市・札幌のポテンシャルを生かしつつも、道内 6 つの地域経済圏ごとの自立する経済パワーを形成していくのでなければなりません。

いま、それぞれの経済圏域では、地場資源を活用した伝統的な集積産業の高度化・高付加価値化と、最新の技術を応用した新しい未来型地場産業の集積が同時に展開されようとしています。

このプロジェクトは、現在及び将来の地域経済を牽引すると思われる、これら二つの種類のリーディング産業を重点的・戦略的に支援することにより、6 つの地域経済圏の経済的自立の条件をいわば後押しすることを目的としています。

#### 【政策の概要】

(1)圏域単位で産学官及び地域金融が一体となった推進体制を構築し、上記の二種類の地域リーディング産業を選定、それを核とした産業集積を育成・促進するための具体的方策を集中的に展開する。リーディング産業の選定は、移出力、産業連関度などを基準に行う。

(2)プロジェクトの推進機構は、圏内の支庁、市町村、大学・研究開発センター、試験研究施設、関連企業、地域金融機関で構成する(十勝圏推進機構など、地域産業支援

組織がすでに整備されている圏域は、当該組織を活用する)。

#### 【具体的な手だて】

- (1)「創造的中小事業育成条例」を改正し、プロジェクトに貢献する企業の取り組みを集中的にバックアップする。同条例に基づく助成・融資制度の中に、新たに「プロジェクト枠」を創設する。
- (2)「企業立地促進条例」を改定し、プロジェクト関連の企業誘致を戦略的に後押しする。現行の総花的な助成制度を改め、新たな優遇措置を設ける。
- (3)道、市町村、地元金融機関による共同出資型の投資ファンド「どさんこ未来づくり基金」を圏域ごとに順次創設し、プロジェクト関連の起業・事業活動に重点的な投資を行う。
- (4)道立の試験研究機関の重点研究テーマとして、プロジェクト関連を優先設定し、重点予算枠を設けるとともに、関連企業との共同研究を加速する。新産業分野における産業おこしをめざす「リサーチ＆ビジネスパーク」構想と連動し、未来型の新たなリーディング産業の形成を促進する。

#### 【目指す指標と主な財源】

- (1)食品加工業や木材加工業など、本道の優位産業を担う地方資源型製造製品出荷額を10%アップする。H22年度の売上額 = 2,800億円。
- (2)本道の比較優位が期待できる未来型産業の集積を促す。具体的に、バイオ産業の年間売上高を1.5倍にする。H22年度の売上額 = 400億円。
- (3)主な財源は、現在の企業誘致条例に基づく企業立地促進費29億円及び企業誘致促進費1.3億円の一定割合を支庁に配分し、前者についてはそれを圏域単位の戦略的な企業立地のための優遇制度として立ち上げるとともに、後者に関しては企業誘致活動に充当する。また、創造的中小企業育成条例に、プロジェクト関連企業の研究開発と事業化に対する特別枠を設定する。
- (4)「どさんこ未来づくりファンド」については、一圏域5億円規模のファンドを目標とし、道はその5分の1を出資する。道費総額6億円(6圏域分)は、現在の中小企業振興関連予算を再構築して捻出する。

### 3 . 北海道国際観光コンベンション・ビューロー

今日、経済はもとより、観光・文化・環境・エネルギーなどあらゆる分野で東アジア地域との交流が活発化している。とりわけシンガポールなど東南アジア地域や、中国・韓国・台湾地域は、いまや世界で最も活力に満ちた経済圏としても注目を浴びており、わが国も経済的結びつきを急速に強めて、いまや日本を含む東アジア経済圏が形成されつつあると言ってもよい状況にある。

北海道もこうした活発な経済地域との交流を強めているが、それは依然として国内他

の都府県と比べて優位に立つものではない。しかし、本道はかねてより北東アジア地域との間で農業技術の交流や文化交流などに取り組んできており、当該地域が将来大きな発展の可能性を示していることから、中国全域をターゲットとした戦略的な交流を展開して、国際化時代における本道の経済・文化活動の活性化に繋げていくことには大きな意義がある。

近年になって一部の食品産業や金融関係で中国・東南アジア諸国に拠点や支店を設けるところが目だっているが、とりわけ本道にとって、観光客の入り込み客が順調に増加していることが注目される。この新しい動きを捉え、戦略的に当該地域との交流を活性化することを目標とし、そのための拠点的プログラムの一つとして、新たに民間主導型の「北海道国際観光コンベンション・ビューロー」を創設する。これにより、文字通りに「国際観光立国」をめざす。

#### 【政策の概要】

- (1) 国外を含め道外からの観光客の誘致を直接的な目標として、株式会社形態の、新たな総合プロモーション組織(「北海道国際観光コンベンション・ビューロー」)を立ち上げる。
- (2) これにより、近年、沖縄など他地域との競争に立ち遅れの目立つ本道観光の再活性化をめざす。
- (3) その主な事業は、海外事務所による現地密着型マーケティング調査、現地エージェントへのプロモーション、戦略的な宣伝媒体の製作・イベントの開催、各種コンベンション、スポーツ合宿、修学旅行の誘致、通訳ガイド、アウトドアインストラクターなど人材の育成支援などである。

#### 【具体的な手立て】

- (1) 経営トップには経験豊かな民間人を起用する。
- (2) 会社運営に関する助言・監視・評価などを行う組織として、民間人中心の「経営委員会」を設置し、行政による管理を排した、より柔軟な経営の実施を保障する。
- (3) 当面、国内に4箇所(東京・大阪・名古屋・福岡)、海外には10箇所(北京・上海・大連・台北・香港・ソウル・釜山・シンガポール・シドニー・ムンバイ)の現地事務所を順次設置する。
- (4) 上記の主な事業を踏まえて、海外事務所での物産、イベント・プロモーション、人材育成などによる収益事業も展開する。

#### 【目指す指標と主な財源】

- (1) 道外、海外からの年間観光客数 1100 万人をめざす。
- (2) 主な財源は、道 10 億円、市町村 5 億円、民間 5 億円。ただし、出向者分の人件費を含む。

## 4 . 医師派遣デュアル・システムの整備と拠点病院の指定

近年の極端な医師不足の背景には、何よりもまず、小泉構造改革以来の国の地方切り捨てと診療報酬の見直しによるものです。強者はますます強く、弱者はますます弱くなり、地域格差も拡大する一方です。その結果が、医療の面での、国保病院の縮小や廃止であり、地域医療を支える各種病院の経営難と深刻な医師不足の発生です。

また、「新医師臨床研修制度」の導入に伴い、大都市圏の医療施設に人材が集中し、大学医局への入局者が激減して地域の病院に対する医師派遣がいよいよ困難になりました。医療大学自体も医師数の不足に直面して、地方から医師を引き揚げ始めたのです。

これに対して、道政は、国の方針をそのまま実施しているだけであり、その解決をも国に依存するばかりです。これでは地域に暮らす道民の健康と安心の暮らしを守ることにはできません。いま何よりも大事なことは、地域の医師不足については、道がこれに責任を持ってその解決に当たるとの強い決意です。医師不足を解消するための具体的な目途を立てていくためにも、まず道がその中心的役割を担い、そのビジョンを示すとともに、関係者の協力を得ることで、必ず解決への道筋を拓くことができるのです。

### 【政策の概要】

#### (1) 医師派遣のデュアル・システムの導入と拠点病院の位置づけ

道内の3つの医科大学と連携し、その協調体制をはかりつつ、医師研修と医師派遣を同時に担う拠点病院の位置づけを明確にする。併行して、地域の医療の担い手となる医師を輩出している自治医科大学と連携し、道内の複数の総合病院を拠点病院と位置づけ、同医科大学を卒業した医師を継続して受け入れ、医師不足が深刻な地域の医療機関に派遣する、もう一つの派遣システムを新たに創設する。

#### (2) 道内医科大学に特別枠入学を前提とした新たな奨学金制度の導入

市町村や医科大学、医師会などと連携し、道内医科大学において地域医療を志す学生を対象とした特別入学枠を設定し、新たな奨学金制度を導入する。

### 【具体的な手立て】

(1) 医師派遣拠点病院の配置に合わせて、現行の地域医療振興財団のあり方を見直し、道が責任をもって医師派遣調整ができる仕組みを確保する。

(2) 派遣される医師の業務環境や生活条件を整え、これを支援する仕組みを確立する。それらを総合的に勘案し、地域医療の確保に向けた取り組みを進行管理するための「医師確保対策室」を庁内に設置する。

(3) 道内21の第二次地域保健医療福祉圏ごとに、地域の病院や診療所、自治体、民間を含めて、関係機関が互いに協力し合う体制を作り、地域が共同で医師受け入れに取り組む仕組みを確立する。

### 【目標とすべき指標と主な財源】

(1) 21の第二次地域保健医療福祉圏ごとに、内科医、産科医、小児科医の複数配置を体

制整備とあわせて実現する。特に、人口 10 万人当たり医師数が全国平均よりも大きく下回っている地域医療圏(対全国比 75%以下)の 10 地域を優先対象として医師派遣する。

(2)特別枠向けの奨学金制度については、20 人を目標に設定する。6 年間補助・9 年間地域勤務。4 億 4 千万円規模。うち道費は半分の 2 億 2 千万円。

(3)医師派遣・医師研修にかかる経費については、約 1 億円の運転資金を想定。金融機関からの借り入れで賄う。

## 5 . 地域重視の行政改革、支庁機能の強化

経済や雇用環境が厳しい地域では、国の一方的な交付税のカットなどもあって、市町村財政の悪化が進行しています。このため、医療や福祉、教育といった基礎的な行政サービスの維持も困難となり、道民の生活の土台が崩れようとしています。

これに対して、現在の道政は、自らの財政問題にとらわれて、こうした地域の置かれている状況を無視したまま、市町村への支援を縮小し、さらに支庁については「いずれ全廃だ」とまで言及する有様です。支庁制度を含めて不断に行政のあり方を見直すことは必要ですが、地域が疲弊している今、一体何を優先しなくてはいけないのか、やはり「焦点がずれている」と言わざるを得ません。

私は、むしろ、このような困難なときにこそ、支庁という北海道特有の制度をフルに生かし、道民の暮らしと市町村により身近な道政としての役割をしっかりと果たしていくことが大事だと考えています。そのことを通じて、道と市町村および道民が共に考え、共に行動する仕組みを創り上げていくことが、いま最も求められていると思うのです。

### 【政策の概要】

(1)現行 14 の支庁の機能を拡充し、道民生活と市町村の取り組みを身近に支える道政を実現する。

(2)このため、本庁の権限・事務事業のさらなる点検・見直しなどを通じて、現在約 3000 人いる本庁職員の一定割合を支庁に移行し、より多くの職員が現場に直結した仕事を担うよう改革する。

(3)支庁長の裁量権限を拡充し、地域の行政ニーズにより柔軟かつ迅速に対応できる仕組みを確立する。

### 【具体的な手立て】

(1)支庁長は、知事の任期と合わせ、中期的な支庁政策の方向を示す「支庁政策展開方針」を地域の住民や市町村長と共に策定する。これに基づき、支庁長は毎年一回、当初予算を審議する道議会定例議会の場に説明員として出席し、道議会にプレゼンテーション(政策提案を説明・説得)する。

(2)支庁長には、原則、本庁の部長経験者を登用する。



- (3)支庁政策の重要事項について支庁長と市町村長が協議する、「地域市町村長会議」を常設の機関として設置する。
- (4)支庁が独自に使える政策予算を拡充し、支庁が市町村とともに地域課題に対応した政策を企画・立案・推進する新たな仕組みとして「市町村政策会議」を確立する。
- (5)支庁の行政と地域事情に精通した支庁職員を育てるため、支庁と本庁との間を定期的に異動する「ホームタウン人事」を導入する。
- (6)建築士、技術士、中小企業診断士などの資格取得につながる専門性の高い職員の研修育成を行い、スペシャリストとして配置する仕組みを確立する。

#### どさんこニューディール交付金の創設

**1 . 3年間で、全道に 1,000 の地域おこし事業を起こし、地域に活  
気を取り戻します。**

現行の地域政策総合補助金を削減して、新たに「どさんこニューディール」事業を立ち上げ、「地域おこしプロジェクト 1000」と「地域再生プロジェクト」を推進します。  
地域社会を支えるNPO(認定非営利法人)やコミュニティ・ビジネスの数を3年間で2倍に増やします。

#### 地域リーディング産業育成プロジェクトの展開

**2 . 4年間で、食品加工・木材加工など地場資源活用型製造業の出  
荷額を 10% アップさせます。**

地域の経済力を支える中核的な産業を重点的に支援し、さらに大きく育てて「地域リーディング産業育成プロジェクト」を展開します。  
将来に向け有望なバイオ関連産業を支援し、その売上額を1.5倍にします。

#### 北海道国際観光コンベンション・ビューローの設立

**3 . 東アジアとの交流を軸に、5年間で道外観光客数年間 1,100 万  
人を実現します。**

国内外からの観光客の誘致などを総合的にプロデュースする「北海道国際観光コンベンション・ビューロー」を設置し、とりわけ外国人観光客を3倍に引き上げます。  
4年間で、国際航空路線の旅客者数120万人にします。

## 医師派遣拠点病院と特別枠奨学金制度の設定

### **4 . 道内 21 力所のすべての二次医療圏で、人口 10 万人当たりの 医師数を 110 名以上にします。**

自治医科大学によるものと、道内 3 医科大学の協調によるものとの二重の医師派遣拠点病院を設定し、医師確保は道が責任を持って行います。

医科大学において地域医療を志す学生を対象とした特別入学枠を設定して新たな奨学金制度を導入します。

## 地域重視の行政改革、支庁機能の強化

### **5 . 1 4 の支庁の機能を拡充し、道民生活と市町村の取り組みを身近 に支える道政を実現します。**

本庁の権限・事務事業のさらなる点検・見直しを通じて、現在約 3,000 人いる本庁職員の一定割合を支庁に移します。

支庁が方向を示す重要政策事項について支庁長と市町村長が協議する、「地域市町村会議」を常設の機関として設定します。

## 5つの重点工程表

	第1ステージ (前期)		第2ステージ (後期)	
	H19(2007)年度	H20 (2008)年度	H21 (2009)年度	H22 (2010)年度 = 目標
<b>どさんこニューディール産業の創設 地域おこし1000プロジェクト</b>	交付金制度の立ち上げ  地域おこしプロジェクト(A)及び 地域再生プロジェクト(B)の 交付基準の確定	支庁ごとのプロジェクト選定  交付決定  (プロジェクト(A)初年度300程度 スタート)	取り組みの評価  疲弊している地域の総合評価	1000の地域おこし  プロジェクトの展開
<b>地域リーディング産業 育成プロジェクト</b>	プロジェクト構想の練り上げ  関係条例の改定	企業のバックアップ 企業立地  リーディング産業支援機構整備  どさんこ未来づくり基金を順次整備	地方資源型製造 出荷額10%アップ  バイオ産業売上げ高1.5倍	
<b>北海道国際 観光コンベンション・ビューロー</b>	新たに株式会社形態の組織を立ち上げ  国内外の事務所立ち上げ着手  現地マーケティング・プロモーション、戦略的な宣伝媒体の政策・イベント開催  各種コンベンション、スポーツ合宿、修学旅行の誘致、人材の育成支援  海外事務所での物産			道外・海外からの観光客数  1100万人
<b>医師派遣デュアルシステムの整備 と 拠点病院の指定</b>	医師研修・派遣の拠点病院指定  2次医療圏ごとに、内科医・産科医・小児科医の複数配置  道内医科大学特別入学枠制度と 奨学金制度のスタート			2次医療圏のすべてで 人口10万人あたり 医師数110名以上
<b>地域重視の行政改革 支庁機能の強化</b>	本庁 = 支庁間の職員の再配置計画スタート  地域の住民、市町村長と支庁政策展開方針の策定  支庁地域会議  市町村長政策会議  専門性の高い職員の配置 (建築士、技術士、中小企業診断士など)			

# ．荒井さとしの基本政策

## 1 地域の自立を支える強い産業、確かな雇用の創出

日本経済全体の景気が元気を取り戻して本道の経済は、なおも厳しい状況が続いており、ここ数年で道外との格差は広がり、道内においても地域格差が大きな問題となっています。

幸いにも北海道には、豊かな自然や緑、食料資源など、日本の他の地域にはない産業のポテンシャルが蓄積されています。これらの資源を生かし、地域内で高い付加価値を生み出して、道内消費・道外移出の拡大へとつなげていくことが求められています。

これまでの道の経済政策を転換し、地域から北海道経済を立て直していくという発想のもと、地域の特性、優位性が発揮できる産業分野へのでこ入れを重点的に行い、特色のある「どさんこ産業」を道内各地に根付かせます。これらの取り組みを通じて、全国 31 位の道内所得をからベストテン入りをめざします。

### 地域が一体となって産業集積をはかり、経済自立を加速します

#### (1) 地域リーディング産業育成基金の創設

地域の経済的自立化を推し進めるために、移出力があり、かつ裾野の広い地域リーディング産業を戦略的・重点的に育成支援していくことが必要です。多様な農林水産物を活用し食品加工、木材加工、地域産業の核となりうるリーディング産業や、本道の優れたフィールドを生かしつつ高いポテンシャルを有する未来型の地域リーディング産業を育て、裾野が広く厚みのある産業群の集積を進めていきます。

このため、6つの地域生活経済圏ごとに、地域のリーディング産業の創出・育成・集積に向けた「地域リーディング産業(どさんこリード産業)育成機構」を立ち上げます。

また、このプロジェクトを支援する手立てとして、「北海道企業立地促進条例」、「北海道創造的中小企業育成条例」を改正し、選択されたリーディング産業及び関連企業に対する優遇措置(「地域リーディング産業育成資金」)を創設します。

#### (2) リサーチ・ビジネスパークの全道展開

産学官が連携し、研究開発から事業化までを一体的に進め、地域経済の活性化を図る「リサーチ&ビジネスパーク(R&BP)構想」の全道主要都市における展開を促進します。先導役となる「北大R&BP」のインキュベーション機能や産学官の推進態勢を一層強化し、そこで生み出される成果を全道的な新産業の展開へと波及させます。

#### (3) 「どさんこ未来づくりファンド」の創設

地域の中小企業やベンチャー企業の経営革新や新分野進出などの取り組みに対し、金融面での支援を強化するため、道、市町村、地元の金融機関等の共同出資による地域密着型の投資基金である「どさんこ未来づくりファンド」を、圏域ごとに順次創設します。

また、建設業がこれからの北海道産業をリードする担い手として生まれかわるための技術革新や新事業展開、農業や製造業など異業種分野への進出に向けた果敢な取り組みを総合的に支援するとともに、新たなファンドの活用を促します。

#### **(4)ものづくり支援制度**

自動車産業など、地域経済に大きな経済波及が期待される産業の道内進出の動きが高まっています。こうした動きを限定された地域のみならず、広く地域経済の発展につなげていくため、道内関連企業等の技術力、マーケティング力の強化に取り組むための総合的な「ものづくり支援制度」を創設します。

#### **(5)知的財産権の取得促進と保護**

地域の中小企業や発明家らが取り組む特許取得や意匠登録などに対する相談・照会窓口を充実するとともに、北海道知的財産情報センターと連携して、知的財産に関するあらゆる活動をサポートします。

#### **(6)商社的な機能をもつ「どさんこ物産公社」の設立**

道産食品の販路開拓・拡大に戦略的に打って出るためのマーケティング、流通、プロモーション等を総合的にサポートする「どさんこ物産公社」を立ち上げます。この公社を中心に、「どさんこプラザ」などのアンテナショップを全国展開し、各地域の消費者ニーズの把握と商品開発、販路開拓の拠点を整備します。

#### **(7)食材にこだわった道産食品の品質向上をサポート**

道産食品の独自認証制度の対象品目の拡大や登録制度の普及を進め、安全、安心で品質の高い道産食品のブランド力を高める取り組みを強化します。食品加工センターに食材相談窓口（「食材コンシェルジェ」）を設置し、食品加工事業者に対する情報提供と安全、安心な道産食材の活用支援など総合的な支援体制をつくります。

#### **(8)「北海道IT振興プラットフォーム」の立ち上げ**

道内IT産業の下請け構造からの転換を図るため、大手IT企業のシステム開発センターの道内立地を促進します。併せて、道内IT企業のコンソーシアム化を進めて、収益性の高い業務の共同受注や、企業連携による新製品開発ができる態勢を整備します。このため、本道のIT産業振興に向けた中核的な役割を担う「北海道IT振興プラットフォーム」を設立します。

#### **(9)バイオ産業の事業化バイオエネルギー・ビジネスの促進**

大学を中心とした遺伝子やタンパク質などの先端研究を進め、これらの研究成果を活かした機能性食品や創薬の開発、再生医療や遺伝子治療の技術革新など、バイオ先端産業の振興に産学官を挙げて取り組み、北海道版バイオクラスターの形成を推進します。多様なバイオマス原料の活用技術の開発など、安定した原料確保のための指針づくりに着手します。

道民へのエネルギーの安定供給、脱化石燃料による環境負荷の低減、エネルギー産業の振興に向け、バイオマス、雪氷、風力、地熱など、北海道が優位性を発揮できる資源を活用した新

たなエネルギーの実用化を進めるとともに、新エネルギー供給計画を策定します。

#### **(10)映像、デザイン、インテリアなどのソフト産業の育成支援**

本道において成長力を備えつつある新しい分野の産業領域に着目し、これらを戦略的育成産業として位置づけ、人材の育成から共同受注の支援まで総合的なコーディネート事業を立ち上げます。また、その展開を促しつつ、地域リーディング産業への条件整備に応援します。

#### **(11)本道に蓄積のある航空宇宙関連産業の支援**

北海道の潜在力を引き出し、経済に新しい活力を生み出す新産業を創出します。ハイブリットロケットや超小型人工衛星の研究開発、米国の宇宙ベンチャー企業との提携による共同事業など、民間主導で取り組んでいる航空宇宙分野の技術開発を支援し、宇宙ビジネス拠点形成の実現をめざします。

### **地域と観光産業が一体となったダイナミックな北海道観光を展開します**

#### **(1)北海道の魅力を磨き上げ、世界に通用する一流の観光地づくり**

経済成長率の高い中国をはじめとする東アジア地域との交流を加速するため、北海道各地の魅力を道として積極的に売り込み、海外からの投資を呼び込みます。海外・道外からの投資を促進するための支援策を整備し、国際リゾート地の形成を進めます。外国語通訳ガイドの育成、外国人にやさしい情報基盤の整備、ホスピタリティの充実などに総合的に取り組みます。

#### **(2)地域の特色を活かした観光地づくり・広域観光ルートの整備**

体験型観光、グリーンツーリズム、マリンツーリズムなど、北海道らしい観光をさらに磨き上げるとともに、道の駅など観光拠点のネットワーク化、温泉地と周辺観光施設をつなぐルート整備など、面的な観光資源の付加価値を高め、広域・周遊型の観光地づくりを進めます。

また、シニア層のニーズに対応した健康ツーリズムや、文化資源を巡るアートツーリズム、映画のロケ地観光など、北海道の資源を活かした新たな観光を創っていきます。

#### **(3)「北海道国際観光コンベンション・ビューロー」の設立**

北海道観光を戦略的にプロデュースし、国内外に売り込んでいくための全道規模の観光推進母体「北海道国際観光コンベンション・ビューロー」を立ち上げます。新たに設置されるビューローは、現行の北海道観光連盟を発展的に解消し、民間のイニシアティブが生かされる経営体制の確立を基本とします。

### **確かな雇用の確保、地域産業を担う人財の育成に取り組みます**

#### **(1)新たなタイプの雇用創出を含めた新北海道雇用創出計画の策定**

本道の有効求人倍率を全国平均並にすることをめざして、「北海道雇用創出基本計画」の見直しを行い、正規雇用の確保とコミュニティ・ビジネスなどの新たなタイプの雇用開発を織り込んだ新しい雇用対策を計画的に推進します。

## **(2)若者や女性のニーズに応える「ジョブカフェ北海道」の配置**

「若年者就職支援センター（ジョブカフェ北海道）」を中核とした若年者の就業能力開発や就業活動への支援を強化します。道内5圏域に設置しているサテライトオフィスの機能強化を図るなど、ジョブカフェ事業の地域展開を促進します。また、子育てを終えた女性の再就職や子育て中の女性の就業が円滑に進むよう、勤務時間や勤務形態など、就業希望者のニーズと雇用側のニーズをマッチングし、円滑な就業斡旋を行う「ウイメンズ・ジョブカフェ」を設置します。

## **(3)正規雇用の創出と非正規雇用対策相談システムの整備**

本道の正規雇用の割合は、他府県に比べ非常に低い水準にあります。就業希望者や非正規雇用の多様なニーズに応える相談機能をより充実するとともに、正規雇用者のための相談・斡旋機能を整備します。あわせて、非正規雇用に係る社会保障制度の充実を国に求めていきます。道が実施する企業立地や中小企業振興などの産業関連施策がより効果的な雇用の創出に結びつく観点から制度設計の見直しを行います。

## **(4)季節労働者の通年雇用化促進と支援制度の安定確保**

季節労働者の通年雇用化に向け、地域や事業主の主体的な取り組みに対する支援を強化します。季節労働者の能力開発や技能向上に向けた取り組みへの支援を拡充します。季節労働者の特例一時金の給付については、当面、現行水準が維持されるよう、制度の見直しに向け国に対し粘り強く要請していきます。

## **(5)専門的スキルや技術を持った産業人材の育成**

高等技術専門学院のカリキュラムを、より産業界のニーズに即したものに改めるなど、道立機関における産業人材育成機能の充実を図ります。道内大学におけるものづくり関連カリキュラムの導入を促進し、高い専門性を持った技術者や技能者の育成・確保を進めます。

## **(6)「ヤング・アジアンミックス」を展開**

アジア等からの優秀な留学生が道内企業に就職し活躍してもらうため、高等教育機関や経済団体と連携し、留学生と企業との交流、マッチングの場として、「ヤング・アジアンミックス」を創ります。

## **(7)北海道が発注する事業にかかわる「公契約条例」の制定**

北海道が発注する事業や契約に従事する雇用者の適正な賃金・労働条件の確保に向け、発注者の責任などを明記した「公契約条例」を制定します。



## 2 医療、福祉を確保し、地域に安心の土台を築きます

道民の安全・安心を支える土台は、何といたっても医療と福祉です。国の一連の制度改革の影響もあり、今その土台が崩れかかっています。特に、地域の医療・福祉環境は大変な状況にあり、その改善は何よりも優先すべき課題です。

都市部以外の医師不足が深刻な問題となっている地域医療の確保に向け、道が中心となった取り組みを積極的に進めます。障がい者自立支援法により、障がいのある人たちの不安がふくらんでいます。こうした不安を取り除き、安心した地域生活を営んでいただくため、生活者の立場に立った支援策を講じていきます。全国以上のスピードで進んでいる少子化への対応については、国の施策のみに頼るのではなく、仕事と子育ての両立に向けた職場環境の改善や、社会ぐるみの子育て支援など、道としてできることを行います。

### 市町村や関係機関と協力・連携し、安心の地域医療体制を築きます

#### (1) 庁内に「医師確保対策室」を新設、庁外に「医師派遣拠点病院」を設定

道がこれまで以上に責任を持って医師確保に向けた中心的な役割を担っていくことを明確にし、まず、道庁内に「医師確保対策室」を新設します。

同時に、道と市町村が連携し、自治医科大学や道内医科大学を卒業した医師を継続的に受け入れ、道内病院へ拠点病院の設定と支援を実行します。また、札幌医科大学については、地域医療、医師確保に最優先で取り組めるよう、独立行政法人化のあり方を見直します。

#### (2) 地域医療を担う医師養成のための奨学金制度の導入

市町村や医育大学、医師会などと連携し、道内医育大学において地域医療を志す学生を対象とした特別入学枠を設定するとともに新たな奨学金制度を導入します。

医療過疎の顕著な都道府県を対象に暫定的に認められている医育大学入学定員の増員について、本道が人口当たりの医師数の基準が満たせず対象外となっている現状を踏まえ、北海道の特殊事情（医師の地域偏在や面積の広さ）を十分主張し、道内医育大学も増員の対象となるよう国に強く要請していきます。

#### (3) 周産期医療センターをサポートし、母子医療体制を整備

妊娠初期から出産、小児期に至るまでの高度な医療を提供する小児医療、周産期医療施設・設備の整備及び総合周産期母子医療センターの運営を支援し、母子医療体制の整備を進めます。

#### (4) 新たな支援制度を充実し救急医療体制を確保、ドクター・ヘリの導入

休日・夜間における救急患者の適切な診療体制を確保するため、新たな救急医療対策の助成制度を創設します。また、救急医療機関、消防機関及び情報センター等をインターネットで結ぶ救急医療・広域災害情報システムの充実に努めます。全道的には救急医療体制の充実に向け、道東、東北地域など、医療過疎地域にドクター・ヘリの導入を進めます。

#### **(5)夕張市を対象に、予防医療のモデル事業を推進**

高齢化、過疎化を背景に、全道的な対応が必要となる遠隔医療や予防医療について、当面、全国で最も高齢化の進んでいる夕張市を対象に、モデル事業を導入します。

#### **(6)看護師養成奨学制度の拡充、看護師確保のための研修制度の整備**

看護師不足を解消し、看護師の地方への就労を促すため、看護職員養成修学資金（奨学金）の免除要件や貸付金額の見直しを行います。また、子育て等で一度勤務を離れた看護師の再就職を促進するための研修制度を創設します。

#### **(7)障がいを持った人にも配慮した歯科医療供給体制の確立**

地域における乳幼児から成人、高齢者までの一貫した歯科保健提供体制を構築するため、市町村の取り組みを支援します。難病患者、重度障がい者に対する歯科保健対策として、障がい者歯科医療協力医制度の推進、訪問指導、介護者への研修等を実施します。

#### **(8)「北海道がん対策推進条例」を制定し、きめ細やかながん対策の推進**

全国に比べ高い水準にあるがんによる死亡率を低減するため、「北海道がん対策推進条例」を制定し、がん予防検診の充実や、がんによる身体的苦痛や精神的、社会的な不安の解消を図る緩和ケアなど総合的な施策を実施します。また、地域センター病院へのがん専門医の計画的な配置を推進します。

#### **(9)道民の健康づくりを支える生活習慣病の克服**

生活習慣病対策やがん検診、インフルエンザの予防接種、禁煙・分煙対策等の予防医療に重点的に取り組むとともに、市町村と協力し、道民の検診率アップ対策とあわせて、日常生活の中での道民の健康づくりを進めていきます。

#### **(10)道と市町村が共同し、国民健康保険制度を安定化**

市町村の国民健康保険事業の安定的な運営に向けて、財政調整交付金の交付を行うなど保険財政の安定化を図ります。また、国民健康保険料の徴収率の向上に向け、市町村の一部事務組合や広域連合による広域的な徴収組織（現在、渡島支庁管内で設置済）の設立・運営を促進するなど、市町村と道が共同し、効果的な保険料の確保を行います。

## **社会的ハンディキャップを持った人が安心して暮らせる地域社会を築きます**

#### **(1)障がい者の自立支援のための道独自政策の実施**

障がい者自立支援法の施行に伴い、経済的理由によるサービス抑制を緩和するため、利用者の負担軽減を行うとともに、事業者の報酬減少に対する対策を講じます。また、就職や職場への定着が困難な障がい者や就業経験のない障がい者に対し、IT技術を駆使したスキルアップなどの就業支援や日常生活への支援を行います。

## **(2) ライフステージに応じたグループホームの基盤整備**

障がい者が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを利用しながら地域生活を続けられるよう、グループホームなどの生活基盤づくりを整備します。

## **(3) 精神障がい者の生活・就労支援**

精神障がい者の社会復帰や社会参加を促進するため、市町村や非営利法人が設置する「精神障がい者地域生活支援センター」など、生活支援、就労支援施設の運営を支援します。

## **(4) 高次脳障がい者リハビリプログラム支援とスタッフの養成**

高次脳機能障がい者の診断技術やリハビリプログラムを確立するとともに、高次脳機能障がい支援職員を養成します。

## **(5) 障がいのある児童をサポートする特殊教育支援コーディネーターの養成**

自閉症児等の障がいのある児童生徒に対する特別教育支援コーディネーターを養成し、保護者や学校への支援態勢を整備します。

## **(6) 家庭的なユニット型特別養護老人ホームなどの整備促進**

高齢者の介護予防・生活支援を担う地域包括支援センターの職員研修の実施や市町村が実施する地域支援事業を推進します。家庭的な雰囲気の中で個別性に配慮したユニット型特別養護老人ホームなど社会福祉施設の整備を計画的に進めます。

## **(7) ユニバーサル・デザインを促進し、生活空間のバリアフリー化を実現**

高齢者、障がい者の別なく、すべての道民の社会参加が促進されるよう、ユニバーサル・デザインの視点に立ち、公共施設、交通機関、情報、サービス等の生活空間におけるバリアフリー化を進めます。また、数値基準によらない、精神のバリアを含めた「新たなバリアフリー基準」の作成に着手します。

## **(8) 児童養護施設退所者のための自立援助ホームを応援**

児童養護施設等を退所した青少年等に日常生活上の援助や生活指導を行いながら社会への自立を支援する自立援助ホームの安定運営に向けた支援を充実します。

## **(9) 低所得者対策の充実**

一人親家庭等の生活支援や就業支援を進めるとともに、低所得世帯の経済的自立の促進のため、各種資金貸付事業や生活保護制度の充実に努めます。

## 少子化の克服に向け、社会全体で「次世代の担い手」を育てる環境をつくれます

### (1) ファミリー・サポートセンターの充実整備

女性が安心して子育てをしながら働き続けることができるよう、企業の育児休業制度、弾力的な勤務時間や勤務形態の導入を促進します。また、地域住民が協力して育児や介護のサポートを行うファミリーサポートセンターの設置、運営に対する支援を充実します。

### (2) 子育て応援パスポート事業をスタート

子育てを社会全体で支援する具体的取り組みとして、協賛企業・店舗で商品割引などのサービスを受ける「子育て応援パスポート事業」を全道レベルで実施します。

### (3) 「ウィメンズ・ジョブカフェ」の設置

子育てを終えた女性の再就職や子育て中の女性の就業が円滑に進むよう、勤務時間や勤務形態など、就業希望者のニーズと雇用側のニーズをマッチングし、円滑な就業斡旋を行う「ウィメンズ・ジョブカフェ」を設置します。

### (4) 「認定こども園」の設置促進、「コミュニティ保育サービス」支援

保育所・幼稚園の充実と併せて、就学前のこどもの教育・保育・その他の子育て支援を一貫して行う機能を持つ「認定こども園」の設置を促進し、親の就労形態などに応じた多様な子育てニーズを満たす子育て支援環境を創ります。一時保育、休日保育、延長保育などの特別保育や放課後児童クラブの設置を進め、子育てしながら安心して働くことができる環境づくりを進めます。このため、商店街の空きテナントや学校の空き教室などを利用する取り組みに対する「コミュニティ保育サービス」支援事業を推進します。

### (5) 「乳幼児医療給付」事業を小学校卒業まで拡大

出産にかかる費用の軽減を行います。また、現在、就学前までのこどもが対象となっている道独自の「乳幼児医療給付」の対象を、市町村と連携し、小学校卒業までに拡大し、子育て家庭の医療費負担を軽減します。

### (6) 「子ども総合医療・療育センター」の設置

専門的な小児医療、療育機能に加え、周産期医療や医学的リハビリテーションなどの機能を一体的に備えた「子ども総合医療・療育センター」を設置・運営します。

### (7) 不妊治療にかかる費用への助成

高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用への助成を拡充します。また、妊娠初期から出産、小児期に至るまでの高度な医療を提供する小児医療、周産期医療施設、設備の整備及び総合周産期母子医療センターの運営費に対して助成し、母子医療体制の整備を進めます。

## (8) 児童虐待防止ネットワーク

児童相談所の機能を拡充し、市町村や警察と連携しながら児童虐待防止に向けた取り組みを強化します。また、地域の医療機関と保健所と市町村が連携し、育児に対する不安を抱える養育者を支援することにより、乳幼児虐待を防止します。専門里親を育て、被虐待児童に対する処遇の向上を図ります。

### 3 北方圏・東アジアと交流、世界に発信する北海道をつくる

現在はグローバルな規模で人やモノ、情報が飛び交う時代です。北海道の持続的な発展のためには、一国にとどまることなく「世界の中の北海道」としての存在価値を高めていくことが大変重要になっています。

社会全体の力で少子高齢化を克服し、世界で最も豊かな地域となった北欧諸国や、本道と最隣国であるロシア極東地域など北方圏地域との、未来志向の自治体間交流を推進し、これからの産業政策や環境政策にしっかりとつなげていきます。東アジアやオーストラリアなど、北海道との関係が深まっている地域との一層の経済交流を推し進め、互いが豊かさを享受する友好関係を構築していきます。

これらの戦略的な地域交流とともに、私たちの“HOKKAIDO”を全世界に売り込むため、平成 20 年に開催されるサミットの北海道への誘致をめざします。

#### 生活文化や気候風土が共通する北方圏地域との交流を再活性化します

##### (1) 北方圏フォーラムの招致と開催

北方圏 8 カ国 15 地域で組織する北方圏フォーラムの活動を活発化し、産業技術、環境、文化スポーツ、青少年交流など様々な分野での相互交流を一層深めていきます。同フォーラムの次期総会において、環境を主要テーマにした会合を北海道で開催することを提案します。

##### (2) 北方交流の促進、北方モデルの北海道ライフスタイルの確立

市町村や民間団体等と北方圏地域との交流を促進します。また、産業、福祉、地方自治など多くの分野において、先駆的な政策を進め、めざましい発展を続けている北欧諸国・地域との交流を促進して、その長所を吸収することにより、少子高齢・人口減少時代にふさわしい北海道型の経済社会モデルを構築します。

産学官連携による産業おこしの世界モデルとなっているフィンランドと北海道は、これまでオウル大学と北大を中心とした学術研究分野での交流が進んでいます。こうした成果を土台に、経済界や大学と連携し、新たな留学・研修制度を創設するなど、産業、学術、行政の各分野における一層の人的交流を進めます。

スウェーデンで積極的に取り組まれている省エネルギー住宅や無暖房住宅など先端住宅建築分野における研究者・技術者間の交流を促進し、本道の住宅産業の技術革新を進めます。

デンマークにおける風車発電の技術革新と民間ベースによる普及の仕組みを調査研究し、本道への導入可能性について検討を進めるとともに、本道の独自技術による風車発電の開発を進めます。

北海道で活動している北欧各諸国の友好協会などと連携し、北欧地域との草の根レベルの交流事業を促進します。

カナダ、ロシア、北欧等、冬季スポーツの盛んな地域との間で、カーリングなど北国の風土に根ざしたスポーツ交流を推進します。姉妹提携を結んでいるカナダ・アルバータ州との

道立高校の交換留学制度について、交流先や人数の拡大、私立高校への範囲拡充など、制度の充実を図ります。

高い経済成長を背景に、今後、北海道との経済交流の拡大が期待できる中国東北部に、官民一体となったビジネスセンターを設置し、モンゴルやロシア極東地域も含めた道内企業の進出、市場開拓等の支援態勢を強化します。

北海道からもっとも近い隣国であるロシア極東地域との幅広い分野における相互交流を推進します。北海道サハリン事務所を中心に、サハリンプロジェクトなど極東ロシアビジネスへの道内企業の円滑な参入に向けた支援態勢を充実します。

ロシア極東地域(サハリン州やカムチャッカ州)の州政府に対し、自然環境の保全や生態系の保護に関する共同研究を呼びかけ、環オホーツク地域の環境を国際間で保全する仕組みづくりに取り組みます。こうした取り組みを通じ、既に世界遺産に登録されている知床半島とカムチャッカ半島を結ぶ、北方領土、千島列島を含めた一帯の陸海域を、新たな世界遺産として登録をめざす機運を育てていきます。

北海道のアイヌ、アラスカのイヌイット、北欧のサーミなど、北方先住民族の文化交流を促進します。これらの北方先住民族に共通する自然との共生の精神・ライフスタイルの道民への普及を図ります。

### **(3) 北方領土返還運動の推進**

北方領土の現実的解決に向け、返還要求運動を一層強化していくとともに、国と連動しながら効果的な自治体外交を推進します。

## **東アジアやオセアニア地域との交流をよりダイナミックに推進します**

### **(1) アジア交流の拠点・北海道海外事務所の充実**

札幌市をはじめ道内外の自治体や民間企業と連携し、海外事務所を充実します。海外事務所間の人的交流や情報交換の促進、共同事業などを行い、道内企業の海外展開サポート機能を強化します。

### **(2) 海外アンテナショップ機能の整備**

シンガポールやタイ、マレーシアなど、今後大きな需要が期待される東南アジアの市場開拓を進めるため、現地アンテナショップの開設や北海道物産展の開催など、経済界と連携したマーケティング、プロモーション活動を強化します。台湾に設置している道産品のアンテナショップの機能を拡充し、観光の情報受発信機能も併せ持った拠点づくりを関係団体とともに進めます。

中国との貿易に関しては、通関や検疫など制度上のネックが大きな課題となっています。経済界と連携したテスト輸出や模擬販売を中国各所で展開し、市場のさらなる開拓を進めます。

### **(3) 対東アジア物流体制の整備充実**

輸送船の中にトレーラーが自走して乗り込むことができる RORO 船による韓国への貨物輸送実験の実施など、官民一体となった対東アジアの物流効率化に取り組みます。

#### (4) 国際リゾート基地の整備促進

北海道各地の魅力を道として積極的に売り込み、海外からの投資を呼び込みます。海外・道外からの投資を促進するための支援策を整備し、国際リゾート地の形成を進めます。

## 世界中の人が集い、行き交う北のメッセ・北海道を創っていきます

#### (1) 新千歳空港の国際空港化加速

日本の北のゲートウェイとして位置づけられている新千歳空港のさらなる国際化に向けた取り組みを積極的に進め、人やモノの交流拠点としての機能を強化します。

休止中のアムステルダム、ホノルル線の再開、欧州や北米との路線開設、アジア・オセアニア地域との路線拡充に向け、各航空会社、各国政府関係者等へのプレゼンテーションを強化します。特に今後、大幅な観光客の増加が期待できる中国主要都市との路線開設・拡充に積極的に取り組みます。

国際線旅客ターミナル施設を新設し、年々増加する国際線利用客の利便性を向上します。

長距離国際線の安定就航につながる滑走路の延長（3,000mから3,500m）に向け、地域住民との合意形成に努めていきます。

増大する貨物輸送需要に対応するため、24時間運用の拡大に向けて、地元及び関係機関と協議を進め、その実現を目指します。

年間旅客数で世界一を誇る千歳 - 羽田線をはじめとする千歳空港発着便の利便性、経済性をより一層高めるためには、空港使用料の低減が必要です。このため、千歳空港の管理を国から道に移管し、空港使用料金の設定権限を道が持てるよう、国に強く働きかけていきます。

地方空港のさらなる国際化に向け、国際チャーター便の誘致に取り組みます。

#### (2) 「Cool(クール)北海道キャンペーン」の展開

北海道の風土に根ざした文化やライフスタイルを、インターネットをはじめとした情報媒体を用いて多言語で世界に発信する「Cool(クール)北海道キャンペーン」を展開します。

#### (3) 先進国首脳会議の誘致と情報発信

先進国首脳会議(サミット)は全世界の注目を集める政治イベントであり、その開催地は、メディアを通じて全世界に発信されます。全世界へ北海道を売り込む千載一遇の機会と捉え、平成20年に日本開催が予定されているサミットの道内開催をめざします。

また、北海道で開催される際には、サミットの財務大臣会議を夕張で開催し、外務大臣会議を根室など北方四島関連地域で開催します。



## 4 消費者と共にある豊かな農林水産業を育てます

21世紀は「食と環境の世紀」と言われています。地球規模での食糧需給の逼迫が予想される中であって、国民の食糧供給を担い、高い環境保全機能をもつ農林水産業は、未来型産業として大きな可能性を有しています。農業者に対する「所得保障政策」の実現を国に求めていくとともに、担い手の減少と高齢化、農山漁村の過疎化が進行する現状を打破し、活力のある農林水産業へと流れを変えていく必要があります。

政府が進めようとしているオーストラリアとのEPA(経済連携協定)などで自由化の流れが加速する中、本道農業の基幹品目であり、国民への安定した食糧供給に欠かすことの出来ないコメ、小麦、砂糖、乳製品、牛肉等の重要品目が脅かされています。こうした政府の姿勢に反対するとともに、今後も自由化対象品目から除外するよう国に強く働きかけていきます。

安易な自由化政策に反対するとともに、環境保全型農業を主軸に、消費者としっかり手を結ぶ確かな基盤に立脚した豊かな農林水産業を育てます。

### 消費者の信頼に支えられた、安全・安心で高品質な農林水産物の生産を進めます

#### (1) クリーン農業普及促進

栽培技術の開発・普及や消費者への啓発など、クリーン農業や有機農業、有機畜産の一層の拡大に向けた取り組みを行い、安全でおいしい農産物の生産供給体制を強化します。

環境保全型農業や生産性の高い営農を支える灌漑(かんがい)事業など、地域の特性にあった農業農村整備事業を計画的、効率的に進めます。遺伝子組み換え作物については、その表示の徹底を図り、消費者の選択を大事にします。

#### (2) 挑戦する農業担い手を支援する「新農家経営ビジョン」の策定

新たに導入される「品目横断的経営安定対策」を生かし、生産性の高い、活力ある農業を展開するため、農家経営のビジョンを示すとともに、意欲的にコスト低減や消費者ニーズを踏まえた農業経営の複合化、多様化に挑戦する農業者や地域を支援します。

#### (3) 放牧酪農など自然を生かした酪農・畜産をサポート

需要動向に対応した生乳の計画的生産を進めるとともに、酪農家が自ら取り組む乳製品の製造・販売を支援します。自然循環を重視した自給飼料中心の酪農、畜産への転換を進めます。和牛の導入を促進し安定的な畜産経営を進めます。

BSEの全頭検査については、道産牛肉に対する消費者の信頼確保の視点から、継続して実施するよう取り組みます。また、農薬や動物性医薬品などの生産段階での検査、分析体制を整備し、道産農水産物への消費者の信頼確保に努めます。

#### **(4) 競争力ある産地づくりの加速**

野菜や花、果樹の特色のある産地づくりを進めます。北海道に適した市場競争力のある品種開発を進めるとともに、直販や加工など生産者の取り組みを支援します。

北海道農産物の競争力と付加価値を高めるためには、物流の改善が欠かせません。地方空港の活用や貨物専用便、高速船舶の活用など、新しい物流の可能性について検討を進めます。

#### **(5) 農畜産物の海外輸出促進など新規市場開拓の展開**

高品質の道産農産物は台湾など東アジアで高い評価を得ており、輸出の一層の拡大に取り組みます。また、経済環境が好転しているロシア極東への野菜や果物の輸出、中国へのコメ輸出など、新しい市場の開拓を積極的に進めます。

#### **(6) 伝統ある馬文化の存続継承**

北海道の馬文化の中核である道営競馬を存続します。運営体制を抜本的に見直し、赤字体質から早期に脱却します。また、ばん馬についてもその取り組みに支援協力します。

#### **(7) 「北海道林業・木材産業再活性化プラン」の作成**

世界的な原木不足が強まる中、戦後、大量に植林された人工林が本格的な循環利用の段階を迎えており、カラマツ、トドマツ等を中心に、本道林業・木材産業の再生に向けた「北海道森林・木材再活性化プラン」を策定します。

木材製品の輸入製品をしのぐ品質確保を図るとともに、長期、安定、持続の3つを基本に、林業・木材産業と主力ユーザーである住宅産業との連携を強化します。

市場での評価が急速に高まっているカラマツについて、育種品種の苗木供給体制の確立を急ぎ、長期安定資源の造成に取り組みます。トドマツについて、多様な製品開発とマーケティングを強化し、特に道外市場の拡大に取り組みます。

#### **(8) 栽培漁業拠点センターの整備**

本道周辺海域の水産資源を維持し、水産業の持続的発展を図るため、漁獲可能量制度による漁獲量管理など、魚種に応じた適切な資源管理を進めます。特に整備が遅れているえりも以東太平洋地域、オホーツク地域への栽培漁業拠点センターの設置を進めます。

道産水産物の鮮度保持技術や流通システムの向上により、安全で新鮮な水産物が幅広い消費者に供給される仕組みを整備します。

#### **(9) 地産地消を軸に道産品ブランドカアッ**

道産食品の「愛食」運動や「北海道の木づかい」運動など、生産者や加工業者、消費者が一体となって地場産品へのこだわりを深める、地産地消の取り組みを拡大します。道産食品の独自認証制度やトレーサビリティシステム、森林認証など、道産食品や木製品のブランド力を高める取り組みを強めます。

## 環境と調和した持続可能な農林水産業を展開します

### (1)「森と水の再生」プロジェクト

きれいな水、地球温暖化の防止、保健・休養など、森林の多様な機能の高度発揮を図るため、「広葉樹林化」「針広混交林化」など多様な森づくりを進めます。森林の7割を占め、本道特有の自然生態系の保持に重要な役割を果たす天然林について、その着実な資源回復と適切な保全、利用を図ります。また、人工林について「植えて、育てる」「いつでも手入れする」「伐採、利用する」を基本に、植林、間伐、林内路網の整備を確実に進めます。これらを統一的に押し進めるための「森と水の再生」プロジェクトを立ち上げます。

農業が本来持つ自然循環機能を高めるため、化学肥料や農薬の大幅な使用低減のための技術開発と普及を進め、環境に優しい営農活動を支援します。

### (2)「豊かな森・里・海づくり」事業の推進

森林、農地、海域の環境保全を流域単位で一体的に進めていく「豊かな森・里・海づくり」を推進します。特に山地災害の未然防止や被害の軽減を図るため、国有林との連携などを強め、森林整備や治山施設の設置等を計画的に進めます。

### (3)「緑の公共事業」の展開

森林の公益機能の増大や新たな雇用の創出をめざす「緑の公共事業」を進めます。このための財源確保を国に強く求めるとともに、企業等からの資金導入や森林環境税の創設など、森林整備のための新たな財源の創出と参加の仕組みを導入します。

### (4)バイオエネルギー事業化加速

バイオエタノールやバイオディーゼルなど地域で検討が進められているバイオ燃料の実用化の取り組みを支援するとともに、国に対し税制措置などの必要な対策を要請します。

多様なバイオマス原料の活用技術の開発など、安定した原料確保のための検討を進めます。また、木質バイオマス、風力、雪力、地熱などを含めた地球環境にやさしいエネルギーへの転換を図るための「北海道新エネルギー・プラン」を作成します。また、天然ガスの備蓄基地設置を検討します。

農林水産廃棄物や食品廃棄物をリサイクル製品やエネルギーに転換して地域循環を進めるバイオマス地域ネットワークの構築に向けた取り組みを進めます。

### (5)北海道を地球温暖化防止の先進モデル地域に

温室ガス排出量の削減・抑制に向けた北海道計画を策定し、本道を地球温暖化の先進モデル地域に育てます。また、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用および適正処理を推進し、ゴミ・ゼロをめざします。

## 農林水産業をしっかりと支える担い手の育成・確保を進めます

### (1) 農林水産業の担い手サポート行動計画の作成と実行

中核的農業者や花・野菜の小規模集約的農業者、定年帰農者など、農村社会を構成する多様な担い手を育てていきます。また、加工や直販、ファームイン、農漁家レストランなど農林水産業の6次産業化を進めるとともに、産業クラスターの形成を支援して、農山漁村における多様な雇用機会の拡充を進めます。

造林・育林など森林整備の事業量確保や生産性の向上により、経営体質が強い森林組合・林業事業体の育成を図るとともに、「企業は人なり」の観点に立って、雇用の通年化、人材確保、就業者の待遇改善など林業担い手対策を強力に推進します。

若年者や定年退職者など新規参入希望者を対象に、農業大学校や漁業研修所、生産者が連携し、農林水産業の体験型教育を行う新しい研修制度を創設します。

### (2) 安全操業の確保

北方領土近海における日本船の安全操業の枠組みが適切に維持・確保され、漁業者が安心して操業できるよう、国の外交努力を強く求めています。

## 魅力と活気のある農山漁村づくりを進めます

### (1) 農業・環境・観光を関連させた田園型産業を創設し、地域雇用を増やします。

美しい景観など農山漁村の特色のある資源を活用したグリーン・マリンツーリズムや森林ツーリズム、市民農園や体験活動、都市住民とともに進める協働の森づくりなど、農山漁村の良さを都市と共有する交流活動の活発な展開を図り、田園型産業を創設し、地域雇用の拡大につなげます。

### (2) 「食育・木育アクションプラン」の展開

食べることの大切さを育むため、食品がつくられる過程や地域の生産者への理解を家庭、学校、地域から広げていきます。「木育」など森や木に親しむ道民運動を促進するとともに、学校や保育園、体育館など青少年の人間形成の場となる施設で、木との出会い、触れ合いを推進します。これらを着実に実行するため、新たに「食育・木育アクションプラン」を策定し、本道を「日本一の食育・木育社会」に育てあげます。

## 5 郷土に愛着を持ち、地域や世界で活躍する「人財」を育てます

北海道は人財の宝庫です。経済、地域、行政。これらを支え、引っ張っていくのは人そのものです。厳しい時代だからといって、北海道の将来を担う人財を育てることを惜しんではなりません。

学校教育においては、子どもたちが心身ともに豊かに成長し、確かな学力を身につけていけるよう教育課程の充実に努めます。地域には様々な能力、知識を持った方が大勢います。また、多くを学びたい方もいます。地域の皆さんそれぞれが教える側に立ち、時には学ぶ側に立つ、こうした学びの循環を大切に、地域を支える人財を養っていきます。

また、地域で子どもたちを包み、育てるため、声かけ運動を行い、みんなが安心・安全の地域コミュニティを強化します。

こうして道民一人ひとりが北海道の人財として育ち、地域社会や世界の中で活躍していく豊かな人財（ひと）の大地・北海道をめざします。

### 個人の能力を活かし、社会の発展に貢献する逞しい人財を育てます

#### (1) 少人数学級の普及

小、中、高校を通じ、児童・生徒が学ぶ楽しさとしっかりとした学習習慣を身につけ、基礎学力の向上が図られるよう、30人以下の少人数学級の推進など、学校教育の充実に努めます。また、「おもいやり」と「たすけあい」のすばらしさを体験できる学習プランの導入を促します。

#### (2) 教育における社会体験・職業理解の促進

生徒たちの職業・就業に対する理解と意欲を深めるため、道立高校、高等専門学校におけるインターンシップの単位制導入など、実践的なキャリア教育を進めます。農業・水産・工業・商業高校等の職業高校が連携し、生産・加工・流通・販売といった一連の経済活動を学校教育の中で実践学習する「職業教育の6次産業化」に取り組みます。

#### (3) 食育による新たな視点からの教育の探求

「食」に関する教育の重要性に注目が集まっています。「食」は文化であり、家族団らんであり、人と人とのコミュニケーションの場を創り出すものであります。それはまた、食材を通じて自然や健康に対する関心を喚起し、生命の尊さを学ぶ貴重な素材ともなるものです。すべての学校教育の現場に「食育」を採り入れ、北海道のフィールドにあった教育として普及させていきます。

#### (4) 障がいに応じた特別支援教育を推進

盲・聾・養護学校において、児童生徒の障がいの程度や、重複障がい者にしっかりと対応した教育を進めます。学校・家庭・地域が相互に連携を深めながら、学習障がいのある児童生徒一人ひとりを大切にする特別支援教育を充実します。

## **(5) コミュニティ・スクール、コミュニティ塾への支援整備**

全国に比べてもその取り組みが遅れているコミュニティ・スクールの導入を加速し、地域の教育力を取り戻します。地域住民や保護者が積極的に学校運営や教育活動に参画するコミュニティ・スクールの導入を市町村とともに進めることにより、小学校や中学校を単位としたコミュニティの再構築を図ります。また、地域の有為な人材を活用した各種のコミュニティ学習塾活動を支援します。

## **(6) 特色ある高校づくり、地域キャンパス校の整備促進**

高校再編については、総合学科、普通科単位制高校、中・高一貫教育校など新しいタイプの学校の設置などについて、地域の住民とともに検討を進めていきます。また、普通科高校において、生徒の能力や興味に応じて科目を選択できる「フィールド制」の導入を進めるとともに、特に、小規模学校の存廃や吸収等の議論に際しては、地域コミュニティを形成する場としての学校の役割も念頭に置きながら、地域キャンパス校（分校）、遠隔授業などの可能性も含め、そのあり方について検討します。

## **(7) 高校生に対する奨学金制度の拡充**

社会格差、経済格差の広がりとともに、教育格差も広がっています。すべての子どもたちが経済的事情にかかわらず安心して高校生活を送ることができるよう奨学金制度を充実します。また、道内企業や金融機関に呼びかけ、企業奨学金制度の導入・拡大をめざします。

## **(8) 外国語教育の普及促進**

世界規模で活躍する人財の育成を図るため、外国語教育を充実します。高校教育では、実践的な英語学習に加え、中国語や韓国語等の外国語教育を充実し、「世界の中の北海道人」の育成を図ります。姉妹提携を結んでいるカナダ・アルバータ州との道立高校の交換留学制度について、交流先や人数の拡大、私立高校への範囲拡充など、制度の充実を図ります。

## **(9) 私学振興助成条例の制定**

私学助成が恣意的なものとならないよう、明確な基準を設けた「私学振興助成条例」を定めて、その育成に取り組みます。また、特色と魅力ある私立学校の振興に向け、学校運営に対する助成や経済的な理由で修学が困難な生徒等の修学支援を行います。

## **(10) 教員の資質向上・能力の開発を促進**

子どもに向き合い、新しい時代を見据えた学校教育を確立するため、教員の資質向上や能力の開発に向け、採用や研修のあり方を抜本的に見直します。

# **いじめや不登校問題の解決に、社会全体で取り組みます**

## **(1) 地域に「いじめ問題会議」を設置**

コミュニティ・スクールの導入やPTAの場を効果的に活用し、家庭・学校・地域が一体と

なって「いじめ問題会議」を設置して、いじめや不登校問題を地域における共同の力でこれを克服していきます。また、子どもたちに改めて「人権」の大切さを教える、生きた教材としてこれに取り組むよう促します。児童生徒の心のケアを行うスクール・カウンセラーの配置を促進します。児童相談所や児童家庭支援センターなどを効果的に活用して、いじめや学校での悩みに対する相談・カウンセリング機能を充実します。

## **(2) フリースクール活動への協力・支援**

不登校の児童生徒に対して指導等を行うフリースクールなどの民間施設の運営に対し、道立施設の利用や専門職員の派遣、各種情報提供など、支援を強化します。また、大学生・高校生などの若者から、いじめられている子どもたち、いじめに関わっている子どもたちへのメッセージを募集・編纂し、小中学生一人ひとりに送り届ける「卒業生の伝書鳩」事業を行います。

# **子どもから高齢者まで、地域で教え、地域で学ぶ「学びの輪」を形成し、地域とともに生きる心豊かな人財を育てます。**

## **(1) コミュニティ・カレッジの創設**

団塊の世代や元気な高齢者、子育てを終えた主婦、学生などが、地域に関心を持ち、必要な知識や技術を身につけ、地域活動の担い手として活躍するための学びの場「コミュニティ・カレッジ」を創設します。カレッジの卒業生には認定証を交付し、生涯学習の指導者や地域づくりアドバイザーなどとして、学びの成果を地域に還元できる仕組みをつくります。

## **(2) 「シニア教育ボランティア制度」の導入**

就業を通して様々な知識や技能を培い、第一線から退いたシニア世代が、第二の人生として、小中学校のクラブ活動や放課後児童クラブなどの場で、子どもたちの教育活動に参加する「アクティブ・シニア教育ボランティア制度」を創設します。

## **(3) 環境教育などと併せたアイヌ文化理解教育の促進**

アイヌの人々の優れた自然共生の考え方を、学校教育や生涯学習の場に取り入れ、道民への普及を進めるなど、北海道らしい環境教育を推進します。同時に、学校教育、生涯学習の場を通じ、北海道の歴史や文化への知識・理解を深める「北海道学」「郷土学」を広く普及します。

# **地域の活気を呼び起こす文化・スポーツの振興に取り組みます**

## **(1) 郷土に根ざした芸術活動の支援事業の拡充**

地域のみなさんが参加する自主的で創造的な、音楽・演劇・舞踊等の舞台発表活動や美術・映像・文芸等の展示発表活動を応援します。特に、文化芸術に接する機会の少ない地域に、小規模な鑑賞会や公演などを招致し、多くの道民が文化芸術に接する環境をつくります。また、

これまで取り組んできた舞台芸術支援に加えて、記録映像保存活動や地元のポプラー音楽活動への支援方策を検討していきます。

## **(2)「どさんこ芸術文化祭」の開催**

文化芸術活動の担い手を育てます。舞台芸術分野（音楽・演劇・舞踊等）で活躍している道内の文化団体が、道外や海外で行う公演等を応援します。

北海道で文化・芸術に携わる人たちや北海道にゆかりのある芸術家等が4年に1回集い、それぞれの活動や作品を一斉に披露し、道民一人ひとりが心豊かに文化を享受する祭典「どさんこ芸術文化祭」を創設します。

## **(3)百年の計で「北海道劇場」の創立を推進**

経済界や道民・市町村の協力をいただきながら、北海道の文化・芸術活動の発信拠点「北海道劇場」の創設をめざします。北海道厚生年金会館がこれまで果たしてきた北海道文化・芸術への貢献に目を向け、その存続の道筋について、札幌市や経済界とともに協議を進めます。

## **(4)アイヌ文化研究の促進と情報発信の強化**

アイヌを先住民族として認めて、その文化と種の保護につとめます。アイヌ文化を道民共通の財産として後世にしっかりと伝えていくため、イオル（伝統的生活空間）の再生に向けた取り組みを進めます。また、アイヌ文化が世界遺産に登録されるよう提案します。アイヌ民族の先住民族としての権利確立に向け、道内大学の研究施設などと連携し、「アイヌ文庫」の発刊などにより、北海道からの発信を強化します。

アイヌに特化した言語訓練制度を作り、高校・大学・一般成人を対象に訓練にかかる費用への助成を行います。また、地名や河川名の多くがアイヌ語に起源を持つことが多いことに着目し、日常生活のなかでアイヌ語に対する理解が深まるよう、アイヌ語併記表示を促進します。これらの取り組みを推進するため、庁内に「アイヌ・モシリ」担当部署を設置します。

## **(5)「スポーツ大国」北海道の実現**

北海道日本ハムファイターズとコンサドーレ札幌の協力を得るとともに、広く全国から優れた指導者を誘致して、様々なスポーツ交流イベントの開催などを通じて、子どもたちのスポーツへの意欲と向上心のアップとその飛躍的なレベルアップをはかります。また、地域振興の一環として、ラグビー、サッカー、スキー、陸上競技などの合宿やキャンプの誘致に取り組む市町村を応援します。これらの取り組みによって、「スポーツ大国・北海道」の実現をめざします。



## 6 疲弊する地域を立て直し、地域の元気を取り戻します

地域は今、景気回復の遅れ、医療や福祉の縮小、財政の悪化などに直面し、多くの市町村が立ち往生しています。加えて、社会格差や地域格差の広がりも地域で暮らす人たちの生活に重くのしかかっています。苦しむ地域や住民を助けることが行政の基本です。全力を挙げて、疲弊した地域社会の立て直しに取り組んでいきます。

地域の本当の元気を取り戻すためには、地域の住民が協働しながら自らの力を発揮して難局を乗り越えていく力も必要です。この地域力を活かす取り組みが全道で展開されるよう、十分な支援態勢を整えます。

地域生活に欠かせない社会基盤づくりを市町村とともに進めます。都市機能の集積や中心市街地の賑わいを再生し、地域住民の利便性と地域の活力を取り戻します。道民の生命を守り、地域振興に欠かせない交通ネットワークの整備など、地域の声を受け止めながら、社会資本の重点的、効率的な整備を進めます。

### 地域の住民・NPO等が中心となった地域づくり活動を応援し、道内各地の元気を取り戻します

#### (1)「どさんこニューディール交付金」制度

地域住民が協働して、地域課題を掘り起こし、自らの力で課題解決に取り組む「どさんこニューディール事業(地域の新規まき直し事業)」を展開します。この運動を資金面から積極的に後押しする仕組みとして、「どさんこニューディール交付金」を創設します。これらの財源は、現在の地域政策総合補助金等の再構築により確保します。

#### (2)「北海道コミュニティ・ファンド」の創設

道内各地域のNPO等が取り組む地域づくり活動やコミュニティ・ビジネスを道民や企業が寄付により、直接応援できる仕組みとして、「コミュニティ・ファンド」を創設します。

#### (3)コミュニティ・スクールの導入促進

地域住民や保護者が積極的に学校運営や教育活動に参画するコミュニティ・スクールの導入を促進し、小学校や中学校を中心とした地域づくりを進めます。

#### (4)「北海道遺産」「ムラの遺産」の取り組みを促進

平成9年より開始した「北海道遺産構想」をより大きな道民運動として育てていくため、地域や民間の人々とともに、北海道遺産相互のネットワーク力、発信力を強化します。併せて、地域住民自らが、地域の宝物を掘り起こし、地域で守り育てる「ムラの遺産」運動を展開し、北海道遺産と相俟った新しい地域づくりを進めます。

## **(5) 夕張支援は国の役割をも明確にしつつ、独自の支援策を展開**

夕張市の再建に向けた財政支援の枠組みを再構築します。道が平成 19 年度よりその実施する 360 億円の貸付金は、将来の道民負担につながらないように、あくまでも緊急避難的措置として位置づけます。この枠組みに代え、政府系資金による低金利で償還期間が 30 年の長期債が可能となるような法整備を国に強く求めていきます。道としては、こうした新しい枠組みのもとで、利子補給などを中心に適切なリスク分担のもとでの財政支援を実施します。

まちを再生するために自主的な市民運動や道外からの民間支援活動との連携をサポートする「夕張再建・産炭地域支援センター」を支庁のもとに設置します。

## **地域の創意工夫を引き出し、中心市街地のにぎわいを取り戻します**

### **(1) 新・市町村まちづくり計画の策定促進**

公共施設、商業施設など都市機能の集積や適正立地、中心市街地の機能の回復、都市と農山漁村のネットワーク整備など、持続可能な都市基盤づくりに向けては、市町村の都市計画による誘導が不可欠です。このため、市町村や住民との合意のもとで、「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域ごとに都市の目標や都市計画の基本方針を策定）」の見直しを順次行い、まちづくりのためのソフトプランを含めた、地域に暮らす人たちの声が生きる新・市町村都市計画（「新・まちづくり計画」）の策定を促進します。

### **(2) まちの中心市街地に関する調整への支庁の参画を検討**

中心市街地のにぎわいを阻害する大規模商業施設の郊外への無秩序な立地を抑制するため、都市計画制度を効果的に活用した大規模施設の適正立地を市町村とともに進めます。複数の市町村に影響の生じる大規模商業施設の設置に際しては、道（支庁）として市町村間の調整を積極的に行います。既設、または立地を計画商業施設が地域社会の一構成員として積極的な地域貢献を行うよう指導を強化します。

### **(3) 商店会の「にぎわい再生」を支援**

市町村と連携し、商店街組合等による商店街のにぎわい再生に向けた取り組みへの支援を強化します。商店街ぐるみで行う子育て優待券の発行や、地元の小中学生を対象とした体験入店など、二重、三重の相乗的な政策効果の期待できる創意工夫を活かした取り組みを後押しします。

## **地域の安全・安心や活力向上に欠かせない社会資本の整備・確保を進めます**

### **(1) 地域交通の確保とDMV(デュアル・モード・ヴィークル)の実用化促進**

地域の貴重な交通であるコミュニティ・バスなど生活路線への支援を行うとともに、JR北

海道により開発が進められているDMV(線路と道路の双方を一車両で運行する次世代型の輸送手段)の実用化に向けた取り組みへの支援を行います。

## **(2) 離島航空路線の確保**

離島住民の生活や地域振興に不可欠な航空路線の確保に取り組みます。奥尻・利尻空港の定期路線が将来も安定的に継続されるよう、地域と一体となって需要開拓を進めます。礼文空港の定期路線再開をめざし、関係機関への働きかけや道としての支援策を検討します。

## **(3) 北海道新幹線の札幌延伸促進と対応**

北海道新幹線の札幌延伸、高規格道路網の早期形成に向け、関係自治体、経済界と連携しながら、国等の関係機関に対し、積極的な要請活動を展開します。特に、北海道新幹線に関する負担問題を協議のテーブルに乗せて現実的な方策を国に求めていきます。

## **(4) 道内自治体のネットワークとプラットフォーム HARP のプロモーション充実**

市町村と共同構築した電子自治体の共通基盤(HARP)を効果的に運用し、道民への利便性向上を図ります。運用中の電子申請システム、本年度運用開始が予定されている電子調達システムの市町村への利用拡大を進めます。運用母体である(株)HARPの安定した経営と道内IT企業への発注拡大に向け、他県等へのプロモーション活動を道として積極的に支援します。

## **(5) 情報格差を生み出さない地上デジタル整備を**

2011年の地上デジタル放送の完全移行に伴い、道内に新たな難視聴地域が発生し、情報格差が生じることがないように、国に対し、適切な対応を強く求めていきます。

## **(6) 防災・災害に強い地域社会づくりのための社会資本整備促進**

災害に強いまちづくりや救急医療の確保、人口減少化における都市機能の整備など、地域の実状を踏まえた社会資本の整備を重点的、効率的、計画的に進めるため、新しい社会資本整備の重点化計画を策定します。

## **(7) 幌延深地層研究センターの三者協定および道条例の遵守を**

幌延深地層研究センターについては、放射性廃棄物が持ち込まれないよう、道・幌延町が加わった三者協定と道条例の遵守を求めていきます。また、泊原発の安全性確保のため、事業者に対し「安全協定」の遵守と情報公開の徹底を求めます。

## **(8) 在日米軍による軍事演習に関する意見**

矢臼別演習場や千歳基地での軍事演習・飛行訓練については、地元住民の生活の安全確保に関する意見が十分反映されるよう国に求めていきます。

## 7 自治のかたちを再構築し、頼りになる道庁へと改革します

現在、道で進めている道州制、市町村合併、支庁再編は、それぞれが将来の北海道自治を形成する重要な要素であり、調和的に進めていかなければならないものです。しかし、現状は、それぞれ別個に動いており、将来の北海道にとって、大変危険な状況にあると考えます。たとえば、市町村合併が思うように進まない、基礎自治体の機能強化が進まない中で、単にコスト削減の観点から支庁機能を放棄するような方針は、真の道州制のあり方とは大きく異なるものです。私は、将来の道民生活に非常に大きなダメージを与える、これら一連のプロセスを見直し、北海道にふさわしい自治のあり方を道民、市町村とともに再構築します。

大切なことは道と市町村が共に考え、共に行動し、困難な問題の解決に向けて共に立ち向かっていくという姿勢です。

北海道全体の将来を見据え、地域重視の制度改革や職員の能力開発など、長期的展望に立った道庁改革を推進します。

### 北海道の自治のかたちを道民・市町村とともに再構築し、行政機能の最適化を図ります

#### (1) まず支庁の機能を拡充し、市町村重視の道政を確立

地域重視の観点から、当面 14 支庁体制を維持します。さらに道内各地域の経済や暮らしの実状を踏まえ、政策立案機能や相談機能など、地域に密着した行政機関としての支庁機能を強化します。

#### (2) 地域市町村長会議の設置

支庁政策のうち特に重要な課題について支庁長と市町村長とが一堂に会して協議する常設の機関としての「地域市町村長会議」を設置する。

#### (3) 広域連合を含む市町村自主・自立プランの支援・連携

基礎自治体の機能強化に向けては、合併のみが唯一の選択肢ではありません。広域連合で自立をめざす、合併で自治の充実をめざす、単独での機能強化をめざす、など様々な道筋の中から、地域にとって最適な選択ができるよう、支庁の調整機能を活かしながら、市町村間の合意形成を進めていきます。

#### (4) 自治のかたちを示す「北海道自治基本構想」の策定

これら道州制、市町村合併、支庁制度のめざす方向と、そこに至る道筋を、道民や市町村との徹底的な対話を通じて再構築し、「北海道自治の基本構想」として取りまとめます。「支庁制度改革プログラム」、「市町村合併推進構想」など、現行の関連計画については、上記基本構想の策定と並行しながら抜本的な見直しを行います。

## **(5)「北海道自治基本条例」の制定**

北海道が地域政府として道民の負託に応え、道民の参加と権利を基礎に道政を展開するため、道政運営の制度や原則を総合化・体系化し、道政全体のルールを定めた、最高規範としての「北海道自治基本条例」の制定を目指します。

## **(6)自主的な財源に裏打ちされた本物の道州制の実現**

現行の道州制特区制度は、権限移譲に伴う財源が、道の裁量幅の小さいひも付きの交付金で措置されるなど、地方分権の本旨と大きくかけ離れた内容です。このため、今後の制度運用に際しては、財源の裏付けが確実に担保され、権限移譲が実質的な分権の道筋につながるものとなるよう、国に対し強く提案していきます。

## **(7)北海道自治体議会特区の実現**

自治体議会が住民の代表機関として、活発な討議と開かれた議会運営を行い、行政のチェック機能を高めるため、ボランティア型議員の登用や、住民との討議など地域の实情にあわせた多様な議会制度を選択できる、北海道自治体議会特区の実現に向け、国に制度提案します。

## **(8)市町村長政策会議**

市町村長が全道的な観点から政策決定に参画する「市町村長政策会議」を設けます。

## **(9)北海道版経済財政諮問委員会**

道民の英知を集め、広く道外の専門家の知恵も生かし、北海道の課題を知事とともに討議し、政策提言をする北海道版経済財政諮問委員会を設ける。

# **道民が確かな希望の持てる持続可能な財政構造を確立します**

## **(1)知事の退職金は受け取りません**

財政再建団体への転落は必ず回避します。財政再建の重みをトップとしてしっかりと受け止め、知事としての退職金は受け取りません。知事、特別職の給与は私の任期中を通じ、30%減らします。

## **(2)人件費縮減の継続実施**

現行の財政立て直しプランに基づく平成19年度までの職員給与カットは継続します。職員数適正化計画に掲げる削減計画については、効率化と責任ある道政執行の双方の観点から厳格なチェックを行い、引き続き道政の効率化をめざします。

## **(3)道が関与する団体のゼロベースでの見直しと天下りの厳格な規制**

関与団体については、それぞれの団体の必要性を抜本的に見直し、効率性を重視した統合や吸収を進め、大幅に削減します。また、関与団体への天下りは厳しく規制します。

#### (4)さらなる経費節減と国への発言

財政再建に当たっては、歳出削減とともに歳入確保に一層の努力を傾けます。本道の特殊性や日本全体への貢献度などを強く主張しながら、全国知事会等の地方団体と連動し、交付税など移転財源の十分な確保に努めるとともに、税収増につながる質の高い効果的な経済対策を実施します。

#### (5)国によるこれ以上の交付税の私物化はやめさせます

国が新たに創設した「頑張る地方応援プログラム」による交付税制度は、地方交付税の本来の趣旨から大きくはずれるものです。同制度の廃止と普通交付税への同額分の上乗せを国に強く求めていきます。

#### (6)道と市町村が協力し、「共同徴収」制度の立ち上げ

住民税（個人道民税）や国民健康保険料の滞納整理や徴収率の向上に向け、市町村の一部事務組合や広域連合による広域的な徴収組織（現在、渡島支庁管内で設置済み）の設立・運営を促進するなど、市町村と道が共同し、効果的な税収確保を行います。

#### (7)道有資産の大胆な売却を含めた有効活用

道が有する土地や建物は、道民共有の資産です。これらの資産が持つ価値を最大化するという視点から、単に売却するにとどめず、民間経営ノウハウを活用した PPP 方式や PFI 方式の導入などより高い価値を生み出す仕組みや活用方法を検討し、道有資産の収益性向上を図っていきます。また、道の施設の新築改築にあたっては、財政支出を抑制し、道民負担を軽減するため、民間資金の活用を図り、官民複合施設として整備します。これらの資産を活用した宣伝広告やテナント誘致など、「稼ぐ道庁」を推進します。

#### (8)徹底した事業の再構築と優先順位の把握による経費の捻出

毎年度の予算編成に際しては、オーダーランキング・システムを導入、既存施策の徹底的な再構築により、本公約に掲げた政策を推進するための財源を捻出し、知事任期中の公約実現を果たします。具体的には、毎年度の予算編成の中で、数十億円規模の財源を重点政策枠として設定し、公約の趣旨に沿った新規事業や拡充事業の財源に充当します。

#### (9)現行財政立て直しプランの見直し

現行の道の財政立て直しプランについては、財政再建団体への転落回避、収支バランスの均衡といった基本的な目標を維持しつつ、上記に掲げた方針も踏まえ精査をし、必要な見直しを行います。

### 道民や市町村から頼りにされる道庁づくりに取り組みます

#### (1)攻めの道政と道庁のスリム化との同時達成

広域行政を担う道の役割を踏まえ、市町村行政への補完性を高めていきます。このため、本

庁を大胆にスリム化し、地域の総合行政を担う支庁の権限、機能を強化することにより、地域重視の「攻めの道政」を進めます。

知事の任期に合わせ、中期的な支庁政策の方向を示す「支庁政策展開方針」を市町村や支庁管内の住民とともに策定します。

上記展開方針をはじめとした支庁政策の重要事項について、支庁長と市町村長が協議する常設の機関を設置します。また、本機関の実務機能を高めるため、支庁職員と市町村職員で構成するタスクチームを設けます。

支庁政策予算を拡充し、支庁が市町村等とともに地域課題に対応した政策を企画・立案・推進する機能の強化を図ります。また、道庁全体として、地域課題に即した政策展開が進められるよう、毎年度の予算編成過程における支庁と本庁の政策協議の仕組みを強化します。

支庁政策の透明性を高め、政策の質の向上を図るため、当初予算を審議する道議会第一回定例会の場に支庁長が出席し、支庁政策について道議会に説明する機会を設けます。

道（本庁）が権限を有する各種許認可事務等に関しては、その財源や人も含め、可能な限り市町村に移譲することを基本に置きつつ、市町村の受け皿が整備されていない場合には、まずは地域に身近な支庁に順次その権限を移譲します。

支庁行政のトップである支庁長については、原則、本庁の部長職経験者を登用することとし、順次この原則に沿って、人事配置を進めていきます。

支庁行政に精通した人財を育てるため、一カ所の支庁を拠点に本庁との間を定期的に異動するホームタウン人事の導入を進めます。

## **(2)道職員を「人財」として生かす道政への転換**

人づくりは将来への必要不可欠な投資です。財政再建のもとであっても、人財という最も大切な資本を先食いすることがあってはなりません。特に、職員数の削減が避けられない中、職員一人ひとりの資質・能力の向上が何よりも重要になっています。道、市町村職員の人財育成を立て直し、将来を見据えた道民サービスの向上につなげていきます。

北海道自治政策研修センターの廃止により、道や市町村の職員能力開発の機能が著しく低下しています。将来の北海道自治を担う人財の育成に向け、同センターに代わる新しい研修・研究機能「北海道自治大学校」を市町村や大学とともに構築します。

市町村職員と支庁職員が共同で政策研究を実施し、政策提言を行い、政策の実現につなげる仕組みをつくりまします。

建築士、技術士、中小企業診断士などの資格取得につながる専門性の高い職員研修を行い、スペシャリストの育成を図るとともに、これらの研修で培った実務能力を道民サービスの現場で活かせるよう、適切な人財配置を進めます。

民間企業の経営マインドやノウハウを道庁運営に効果的に取り入れていくため、民間企業への職員派遣や職員交流を拡大します。

道の女性職員の幹部登用率（本庁課長職以上）は、全国都道府県の中で、他を大きく引き離れたワースト1です。女性の経験やセンスを道政の幅広い業務に有効に活かしていくため、女性職員の幹部登用数を大幅に増加します。

### **(3)より機動的で、よりフレキシブルな組織体制への移行**

著しく厳しい財政環境の中で、行政課題に柔軟かつ機動的に対応できる組織づくりを進めるため、組織改正にかかる権限を本庁各部、支庁に大幅に移譲します。

### **(4)道民に開かれた道政を推進**

開かれた道政を実現するため、情報公開制度の拡充をはかるとともに、行政(警察を含む)による非開示範囲を最大限縮減します。

また、道民参加の視点に立って、徹底した情報公開はもとより、政策形成過程の行政情報の積極的な提供に努め、道民との行政情報の共有を進めます。本庁、支庁それぞれにおいて、道民相談、広報・広聴、情報公開に関する窓口を一本化し、道民や市町村にとってオープンで身近な道庁に変えていきます。

### **(5)1000万円以上の公共発注はすべて競争入札に**

公共事業に関する抜本的な入札制度改革を行い、道民の税金の無駄遣いにつながる談合の未然防止を徹底します。全国知事会が示した「公共調達改革に関する指針」に沿って、一般競争入札の拡大と指名競争入札の大幅な縮小を行います。地域性を加味した総合評価方式の拡大や入札ボンドの導入を進め、公共工事の質を確保します。電子入札を本格導入し、入札の透明性・利便性・公平性を高めます。

### **(6)道民参加による「新・道政改革大綱」の策定**

道民本位・地域重視の基本に立った道政の方向を示す「新・道政改革大綱」を道民参加のもとで策定します。



## むすびに

私は、私が生まれ育った、この北海道を人々の活気に満ちた大地に立て直す事業に挑戦する決意です。そして、人間の命と尊厳と権利が尊重され、不合理な格差のない「平和な大地」に仕立て上げていく仕事があります。ひとりの「どさんこ」として、私はそうした夢の実現に向けて駆け回る覚悟でいます。

荒井さとしホームページ <http://www.arai21.net/>

---

 希望の北海道を拓く会 <http://www.hirakukai.jp/>

---